

介護職員等特定処遇改善加算に関する「見える化」要件について

介護職員の処遇改善については、これまで取組が行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。それにより、令和元年の報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには、下記要件を満たしている必要があります。

- (1) 介護職員処遇改善加算のⅠからⅢのいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- (3) 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組の「見える化」を公表すること。（見える化要件）

<当法人の状況>

(1) 算定状況

下記の事業所について介護職員処遇改善加算のⅠを算定しております。

- ・ 特別養護老人ホームみわ
- ・ デイサービスセンターみわ
- ・ みわ訪問介護事業所

(2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件における取組状況

介護職員の労働環境を改善するための職場環境等要件のうち、別表の内容について取り組んでおります。

<p>入職促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☑事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ☑他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ☑職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ☑研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ☑エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ☑上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ☑職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ☑業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ☑短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ☑雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ☑業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ☑地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ☑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ☑ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意の情報を共有する機会の提供

(3) 公表方法

介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」及び、「ホームページ」等にて、外部から見える形で公表しています。